

介護休業手当金給付率の引き上げについて

2016年8月1日以降に開始する介護休業については、給付率が67%に引き上げられることになりました。

なお、2016年7月31日以前から引き続き介護休業を取得している場合は、2016年8月1日以降も介護休業期間の給付率は従来どおり40%となります。

	2016年7月31日までに 介護休業を開始した場合	2016年8月1日以降に 介護休業を開始した場合
給付額	1日につき [※] 標準報酬の日額×40%	1日につき [※] 標準報酬の日額×67%

※標準報酬の日額…標準報酬の月額×1/22の額